

## 学校給食費無償化に関する意見書

日本国憲法第26条第2項は「義務教育は、これを無償とする。」と定め、教育基本法第5条及び学校教育法第6条においても、それぞれ義務教育の無償化を定めている一方、学校給食費については学校給食法第11条第2項において保護者負担と定めている。

近年、コロナ禍や物価高騰に伴う経済対策が各自治体で施され、学校給食費についてもこれを無償化し家計を支えようとする自治体も見られる一方、人口減少対策としての議論も散見されるが、これが本質論とは異なる都市間競争となり得ることには危惧を抱くものである。

本来、公教育の機会均等の立場からも、居住地域における教育負担の格差を最小限に留めるよう努力をすることは国の務めであり、加えて自治体の財政逼迫を招くおそれのある自治体負担による学校給食費無償化の流れについては、抜本的な策を講ずる必要性が求められている。

よって、国においては子どもたちの健やかな成長を保障するため、下記の事項を実施するよう要望する。

### 記

- 1 学校給食費無償化に向けた課題整理を進め、国において適切な措置を講ずること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月25日

岐 阜 市 議 会

国会及び関係行政庁宛